

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びグループ各社は、企業価値を高め、株主の皆様やお客様から信頼され支持される企業となり、企業の社会的責任を果たし、迅速かつ適正な経営判断と競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針を「ノーリツ鋼機 コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」)として定め、当社Webサイトで公開しております。

ノーリツ鋼機 コーポレート・ガバナンス基本方針: (<https://www.noritsu.co.jp/company/governance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について

2019年6月の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを採用いたしました。また、当社Webサイトにおいては、IR情報の一部必要とされる情報については英訳対応を行っております。現在の当社における外国人株式保有比率及び既存の海外機関投資家とのコミュニケーションの状況に鑑みて、招集通知の英訳は2022年3月開催予定の定時株主総会より実施する予定です。

【補充原則2-4-1 社内の多様性の確保】

当社グループは、多様性の確保の重要性は認識しており、性別、国籍、中途採用等に関わらず、一人ひとりの多様な価値観を尊重し、すべての人材が未来志向で活躍できる職場の構築に取り組んでおります。また、多様性の確保に向けた測定可能な目標の設定や人材育成方針及び社内環境整備方針等については現在検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

各原則の実施につきましては、以下のWebサイトもしくは基本方針をご参照ください。

【原則1-4 政策保有株式】

基本方針 第3章2(5)政策保有株式に関する方針

政策保有株式につきましては、取締役会において1年に1度を目途に見直しを行うこととしております。

2020年12月期においては、純投資以外の目的で保有する上場投資株式(特定投資株式)は、主にナノキャリア株式会社の株式が該当し、貸借対照表計上額は237百万円となりました。同社は、吸収合併した子会社が、取引関係の円滑化のために保有しておりましたが、事業ポートフォリオ再編により保有意義が薄まったため、当事業年度に一部を売却いたしました。今後についても市場環境等を鑑み段階的に売却する方針ですが、具体的な日程については決まっておりません。

詳しくは2020年12月期の有価証券報告書41～42ページをご参照ください。

2020年12月期 有価証券報告書(https://ssl4.eir-parts.net/doc/7744/youho_pdf/S100L25H/00.pdf)

【原則1-7 関連当事者間の取引を行う際の枠組み】

基本方針 第3章2(7)利益相反取引・関連当事者取引

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金制度を導入する当社グループ会社においては、運用におけるリスクの所在に応じた適切な運営、受益者への情報提供機会の確保及び利益相反の適切な管理を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

【原則3-1(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

MISSION, VISION, VALUE: (<https://www.noritsu.co.jp/about/>)

中期経営計画: (https://www.noritsu.co.jp/wp/wp-content/themes/noritsukoki/pdf/ir/mid-term_2020.pdf)

【原則3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様やお客様から信頼され支持される企業となり、企業の社会的責任を果たし、迅速かつ適正な経営判断と競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

基本方針 第4章2(7)報酬

基本方針 第4章4 指名・報酬委員会

取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、2018年12月の取締役会において、指名・報酬委員会の設置が決議さ

れました。

【原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

基本方針 第4章2 (5) 選任・解任

基本方針 第4章4 指名・報酬委員会

取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、2018年12月の取締役会において、指名・報酬委員会の設置が決議されました。

【原則3-1(v) 取締役が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

基本方針 第4章2 (5) 選任・解任

なお、「第66期定時株主総会招集ご通知」では、決議事項であった「取締役(監査等委員であるものを除く。)」の候補者について、以下のとおり個々の選任・指名理由を記載いたしました。

岩切隆吉氏

国内外の事業会社の取締役等を歴任して培われた見識を活かし、当社代表取締役CEOに就任以来、グループ全体の経営を統括しております。中期経営計画で掲げた「No.1/Only1を創造し続ける事業グループ」というビジョンのもと、事業ポートフォリオ再編や大型買収プロジェクトに取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境の不透明さが増した中においても、リスクに強く成長性の高い事業体への変革を推進して参りました。これらの実績と改革を推進するリーダーシップを考慮し、また、当社グループの持続的な企業価値向上を期待して、引き続き取締役候補者いたしました。

大塚あかり氏

弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しており、その知識をもって当社の経営に対し、幅広い視点からの助言や、業務執行に対する適切な監督及びガバナンス体制の強化に貢献していただいております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き当社の経営を監督していただくことが企業価値の向上、及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

横張亮輔氏

当社入社後、財務・会計に関する経験・知見を活かし、事業ポートフォリオ再編や大型買収プロジェクトをはじめ、グループ経営の遂行に貢献して参りました。また、当社執行役員CFOとして、経営全般を補佐し、中期経営計画の推進とリスクマネジメントにおける、重要な職責を担っております。

これらの実績を考慮し、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断していることから、新たに取締役候補者いたしました。

詳しくは第66期定時株主総会招集ご通知6ページから10ページをご参照ください。

第66期定時株主総会招集ご通知: (https://ssl4.eir-parts.net/doc/7744/ir_material3/155315/00.pdf)

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

当社のサステナビリティの取組み等の開示は、当社ホームページに掲載しております。

サステナビリティ <https://www.noritsu.co.jp/sustainability/>

上記に加え、人的資本や知的財産への投資等についても積極的に開示するよう取り組んでまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務 (1)】

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

基本方針 第4章 2 (2) 権限

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

基本方針 第4章 2 (3) 構成

当社の取締役6名のうち社外取締役は4名で、社外取締役のうち4名を独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準】

基本方針 第4章 5 (2) 独立性基準

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

下記記載欄をご参照ください。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(2) 取締役関係 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会が無

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

基本方針 第4章 2 (3) 構成、(4) 規模、(5) 選任・解任

当社の取締役会は、業務執行取締役2名、独立社外取締役1名(女性)、監査等委員3名(全員独立社外取締役)の6名で、過半数を独立社外取締役が占めており、構成人員の規模については適正であると考えております。取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の取締役の選任の段階で取締役の候補者の有する多様な視点、経験や知識等を踏まえることで最適な形を確保しております。取締役スキルマトリックス表につきましては、図2をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

基本方針 第4章 2 (5) 選任・解任

詳しくは第66期定時株主総会招集ご通知6ページから14ページをご参照ください。

第66期定時株主総会招集ご通知: (https://ssl4.eir-parts.net/doc/7744/ir_material3/155315/00.pdf)

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要】

基本方針 第4章 2 (6) 分析・評価

当社の取締役会は、社外取締役4名を含めた6名で構成されており、重要な意思決定を迅速に行っております。代表取締役とその他の取締役は、日常的に活発な意見・情報交換を行っており、また社外取締役は、主に取締役会で業務執行取締役に対し自由に意見し、説明を求め、監督の責務を果たしており、取締役会全体の実効性は担保されていると判断しております。

持株会社の取締役会として、意思決定を迅速・果敢に行う体制を確保しつつ、取締役会の構成等を踏まえ、取締役会の実効性評価と、開示内容の充実を進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

基本方針 第4章 2 (10) トレーニング方針

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

基本方針 第3章 2 (4) 株主との建設的な対話

【補充原則5-1-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との信頼関係を築くために株主との対話については代表取締役をはじめ、取締役CFOや執行役員が中心となり対応しております。株主からの対話(面談)の申し込みに対して、合理的な範囲内で積極的に受けております。個別面談以外でも、定期的に国内外のアナリストや機関投資家向けの決算説明会を開催し、代表取締役や、取締役CFO、グループ子会社の役員が株主と直接対話しております。また必要に応じて、国内のアナリストや機関投資家向けにスモールミーティングを開催しております。株主との建設的な対話を通じて得た知見や意見については合理的な範囲内で取締役会に共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンクプランニング	15,019,200	42.14
西本 佳代	2,401,700	6.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,968,800	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,954,100	5.48
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,419,200	3.98
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	709,000	1.98
野村證券株式会社自己振替口	601,000	1.68
株式会社三井住友銀行	540,800	1.51
SMB C日興証券株式会社	496,400	1.39
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	376,600	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

1. 上記大株主の状況は、2021年6月30日現在のものです。

2. 大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書の提出状況については、以下のとおりであります。

報告義務発生日: 2019年6月14日

提出日: 2019年6月21日

氏名又は名称: 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(他共同保有者1社)

保有株券等の数(保有割合): 1,579千株(4.36%)

報告義務発生日: 2019年10月15日

提出日: 2019年10月23日

氏名又は名称: アセットマネジメントOne株式会社

保有株券等の数(保有割合): 1,614千株(4.46%)

報告義務発生日: 2019年11月15日

提出日: 2019年11月21日

氏名又は名称: JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社(他共同保有者2社)

保有株券等の数(保有割合): 1,783千株(4.93%)

報告義務発生日: 2020年8月31日

提出日: 2020年9月7日

氏名又は名称:ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (他共同保有者1社)
保有株券等の数(保有割合):2,432千株(6.72%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として株式会社JMDC(以下、JMDC)を有しています。
当社グループは、素材開発技術を用いた部材等及び音響機器の研究開発・生産及び販売・サービス等を行うものづくり事業、予防医療から治療まで医療機関を支えるヘルスケア事業を主な事業として営んでおります。
JMDCは、当社がコア事業と位置付けるヘルスケア事業において、医療データベースの開発・提供、医療ビッグデータの分析事業を展開しています。
当社は、グループ経営のシナジー効果最大化のため、子会社の自立性・主体性を尊重しており、役員や重要ポジションへの派遣は行っておりません。このグループ経営の中で、JMDCからその重要な業務執行について適切に報告を受けることにより、ガバナンスの実効性確保に努めています。同時に、JMDCが自らの企業理念・ビジョンに基づいた経営を行うことで、自律性・主体性を保ちながら、上場会社として経営の独立性を確保し、同社の株主全体の利益が最大化されるよう、グループ経営を行っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚 あかり	弁護士											
太田 晶久	公認会計士											
伊庭野 基明	他の会社の出身者											
高田 剛	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚 あかり		○	(略歴) 1997年4月 司法研修所 入所(第51期) 1999年3月 司法研修所 卒業 1999年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 松尾総合法律事務所 入所 2017年2月 松尾総合法律事務所 退所 大塚法律事務所設立(代表)(現任) 2019年6月 当社 社外取締役(現任)	(招聘理由) 弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しているため。 (独立役員指定理由) 大塚あかり氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。

太田 晶久	○	○	(略歴) 2001年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2005年4月 公認会計士登録 2007年1月 開成公認会計士共同事務所 参画 2007年1月 太田晶久公認会計士・税理士事務所設立 代表(現任) 2007年2月 税理士登録 2010年6月 サンセイ(株) 監査役(現任) 2014年6月 (株)全国通販 監査役 2015年6月 当社 社外取締役 監査等委員(現任) 2021年1月 (株)Lcode 監査役(現任)	(招聘理由) 公認会計士及び税理士として経営に関する高い見識を有しているため。 (独立役員指定理由) 太田晶久氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。
伊庭野 基明	○	○	(略歴) 1974年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 1988年4月 (株)リクルート 取締役 1993年4月 RECRUIT U.S.A.,INC. President 2004年4月 (株)ピースマインド 社外取締役(現任) 2005年2月 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構(New York, USA) 特別教授 2009年4月 M's Holding International Corporation(株) 代表取締役社長(現任) 2012年6月 財団法人高度映像情報センター(現一般財団法人高度映像情報センター) 理事(現任) 2012年6月 当社 監査役 2012年7月 NKメディコ(株)(現(株)プリメディカ) 監査役 2015年6月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(招聘理由) 長年にわたり海外及び国内において企業経営者として高い実績をあげており、豊富な経験、幅広い知見を有しているため。 (独立役員指定理由) 伊庭野基明氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。
高田 剛	○	○	(略歴) 2000年4月 弁護士登録 2000年4月 鳥飼総合法律事務所 入所 2007年5月 (株)マルエツ 社外監査役(現任) 2007年6月 東ブレ(株) 社外監査役 2015年6月 東ブレ(株) 社外取締役(現任) 2016年1月 和田倉門法律事務所パートナー弁護士(現任) 2020年3月 (株)見果てぬ夢 社外取締役(現任) 2021年3月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(招聘理由) 弁護士としての長年の豊富な実務経験・専門性を有しているため。 (独立役員指定理由) 高田剛氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会事務局を設置しております。同事務局等に所属する監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う(当該補助者が兼務の場合は監査等委員会の指揮命令に優先的に従う)ものとしています。当該補助者の人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重することとしています。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員は、取締役会及びその他重要な社内会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換も行っております。また、監査等委員は、監査計画に基づきグループ会社の取締役、監査役との面談も実施しており、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況やグループ各社を監査し、透明性・客観性の向上を図っております。監査等委員への報告体制としては、重要会議事項、内部統制、危機管理等の実施状況を随時報告しております。同時に監査室を設置しており、随時必要な内部監査を実施しております。監査等委員と監査室は、年間監査計画の説明、監査報告の共有等を通じて、相互の情報交換や意見交換を行う等連携を密にし、監査の質的向上を図っております。また、2021年12月期には監査等委員会を9回開催する他、監査室等から説明を受け、情報の共有化を図るとともに社外取締役の見地から意見を述べております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	0	3	1	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	0	3	1	0	社外取 締役

補足説明

当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2018年12月に取締役会の下に任意の指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名と社外有識者1名を構成員とし、取締役及び経営幹部の選解任、報酬制度、報酬額等の適正さと公正性について事前に審査を行い、取締役会に答申しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、2019年3月20日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月5日付けで、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、「基本報酬」及び「賞与」と「株式報酬」とは別に事業EBITDAを基準とした業績連動型有償ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対し発行しております。
また、当社は、2021年3月26日開催の第66期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

なお、当期(2020年12月期)における取締役の報酬等の金額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 47百万円

社外取締役 16百万円

詳しくは2020年12月期の有価証券報告書40～41ページをご参照ください。

2020年12月期 有価証券報告書: (https://ssl4.eir-parts.net/doc/7744/yo_ho_pdf/S100L25H/00.pdf)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること、及び個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」及び変動報酬としての「賞与」、非金銭報酬としての「株式報酬」により構成しています。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。「賞与」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績が確定した時点で、会社の営業成績及び業績等への貢献度を評価し、これを反映した支給金額を内規に基づき決定します。ただし、特定の業績指標に関連付けられた算定方法を定めてはならず、全社業績及び個人業績を総合的に評価しています。「株式報酬」は、特定譲渡制限付株式とし、2021年3月26日開催の第66期定時株主総会の決議に基づき、役員報酬総額の枠内で年額80百万円以内、かつ年100,000株を上限として、付与するものとしております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の限度額内で、指名・報酬委員会への諮問を受け、取締役会の決議により種類別の報酬総額を決定します。個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。ただし、代表取締役CEOは、指名・報酬委員会に原案を諮問し、その答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

また、前述の「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおり、取締役に対して新株予約権が付与されております。中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、「基本報酬」及び「賞与」と「株式報酬」とは別に事業EBITDAを基準とした業績連動型有償ストックオプションを取締役(社外取締役を除く)に對し発行しております。

監査等委員である取締役については、株主総会で決議された報酬総額の限度額内において、監査等委員の協議により、個別の取締役の報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

人事総務部には、役員会関係の事務担当者を兼務で配置しております。その担当者が社外取締役を補佐する業務も行っております。また社外取締役に対する情報伝達については、会議資料等を事前にデータで確認できるサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営環境の変化に迅速に対応するために、スピーディーな意思決定が行える経営体制を構築しております。

当社グループでは、2011年2月1日より持株会社体制に移行しております。当社とグループ各社が一体となってコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性と機動性の両立を実現すべく、2015年6月29日開催の第60期定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、複数の独立社外取締役に構成される監査等委員会が置かれたことから、取締役会の監督機能が強化され、経営の透明性と機動性の両立が実現できると判断しております。加えて、2018年12月7日の取締役会の決議に基づき社外取締役3名、社外有識者1名から構成された指名・報酬委員会を設置いたしました。

また、当社は代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び危機管理統括委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、遵法経営の徹底とコンプライアンス意識向上に向け協議を行っております。危機管理統括委員会では、当社グループ全体の視点で各種リスクを総合的に把握し、適切な対応策について協議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2015年6月29日の株主総会決議をもって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性と機動性の両立を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会は、取締役6名のうち4名が社外取締役により構成され、経営や業務執行の監視機能、牽制機能の整備・強化を目指しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月26日開催の第66期定時株主総会における招集ご通知の発送日は、2021年3月10日でした。また、株主の皆様へ議決権行使のための十分な期間をご提供するために、招集通知の内容が確定した2021年3月3日に、当社Webサイト上で招集ご通知を公開いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けた株主総会の開催を目指しており、2020年12月期は2021年3月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月20日開催の第64期定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年6月20日開催の第64期定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへの参加をしております。
その他	総会のビジュアル化を行い、ご出席いただいた株主様により分かりやすい総会運営を心がけております。また2020年6月20日開催の第65期定時株主総会より、株主総会当日の様子をご視聴いただけるよう、株主様に向けてオンライン配信を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公平性・正確性・透明性・適時性・継続性を基本とした情報開示を行うため、ディスクロージャーポリシーを作成・公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期・期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料等のIR資料をスピーディーに開示しております。適時開示(IRリリース)は一部の必要とされる情報について英訳しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	所管部門として、経営管理部IRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会や環境の問題を洗い出し、問題の解決に貢献する商品・サービスの開発にも携わっていただけるよう取り組んでまいります。個別事業会社ごとに、環境に配慮した材料を使った製品の開発や生産活動を行う等に取り組む一方で、グループ再編が一巡したことにより、今期よりグループとしてSDGsと具体的な目標に紐づけた事業活動の推進を進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範・グループ行動規範の他、取締役規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
(2) 法令違反やコンプライアンス等に関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度運用規程に基づき運用を行う。
(3) 代表取締役直轄の監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。
(4) コンプライアンスに関する研修体制を整備する。
(5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

・当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は当社グループを対象範囲とした危機管理統括規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は代表取締役を委員長とする「危機管理統括委員会」を設置し、同様に子会社にも「危機管理委員会」等を設置しリスク管理に関する事項を審議する。
(2) 重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるための事業継続計画書(BCP)及び各種マニュアルの整備を進める。

・当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会を月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
(2) 子会社は、3ヶ月に1回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
(3) 当社グループの取締役は、必要に応じてそれぞれの代表取締役又は他の取締役と会社の重要な事項について意見交換並びに情報交換を行う。
(4) 当社グループの社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
(5) 当社は、子会社等管理規程及び関連会社管理規程並びに他のルールを定め、子会社の経営成績、財務状態その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社等管理規程及び関連会社管理規程並びに他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼務とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人は監査等委員会の指揮命令に従い、他の人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。また当該補助者が兼務の場合、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

・当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は当社監査等委員会に速やかに報告する。
(2) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその可能性及び事実を当社監査等委員会に報告する。
(3) 当社監査等委員会は必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(4) 法令違反やコンプライアンス等に関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス委員会規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
(5) 前(1)号(2)号の報告した者が、報告を理由とした不利益な取扱いが行われないものとする。

・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役と監査等委員会の定期的会合(年2回程度)を継続し行う。
(2) 監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強等監査機能の充実を図る。
(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について適正に運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社はコンプライアンス基本方針で「反社会的な勢力と関係を持ちません。」ということと、また、行動規範に反社会的勢力との関係断絶の項目を設け「反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちませんし、取引も行いません。」と定め、反社会的勢力排除に向け全社的に取り組んでいる。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社行動規範に基づき反社会的勢力に対して具体的な対応を行う為、対応部門を総務部門とし、不当要求防止責任者を設置し、外部専門機関である企業防衛連絡協議会等に参画するとともに警察当局とも連携を図り、あわせて反社会的勢力に関する情報を当該団体等と共有化している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

敵対的買収の防衛策については、検討中でございますが、株主価値・企業価値を更に向上させ、市場からも適正な評価をいただくことが最良の防衛策として考え、今後とも経営効率の更なる向上に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1)適時開示担当部署

当社は、情報取扱責任者を取締役CFO、所管部署を経営管理部とし、適時開示に関する業務を行っております。

社内に対しては関連する部門及びグループ会社から情報を収集し、社外に対しては市場関係者、株主・投資家の皆様、報道関係者等からのお問い合わせに対応しております。

(2)適時開示情報の収集

適時開示情報に関連する部門及びグループ会社から、情報取扱責任者及び経営管理部へ適時開示情報が集まるよう体制を整備し、適時開示情報を把握しております。

(3)適時開示情報の管理

適時開示情報を適切に管理するため内部者取引に関する規程を定め、また、グループ会社を含めてインサイダー取引に関する教育を行っております。

図1 コーポレート・ガバナンス体制の概略図

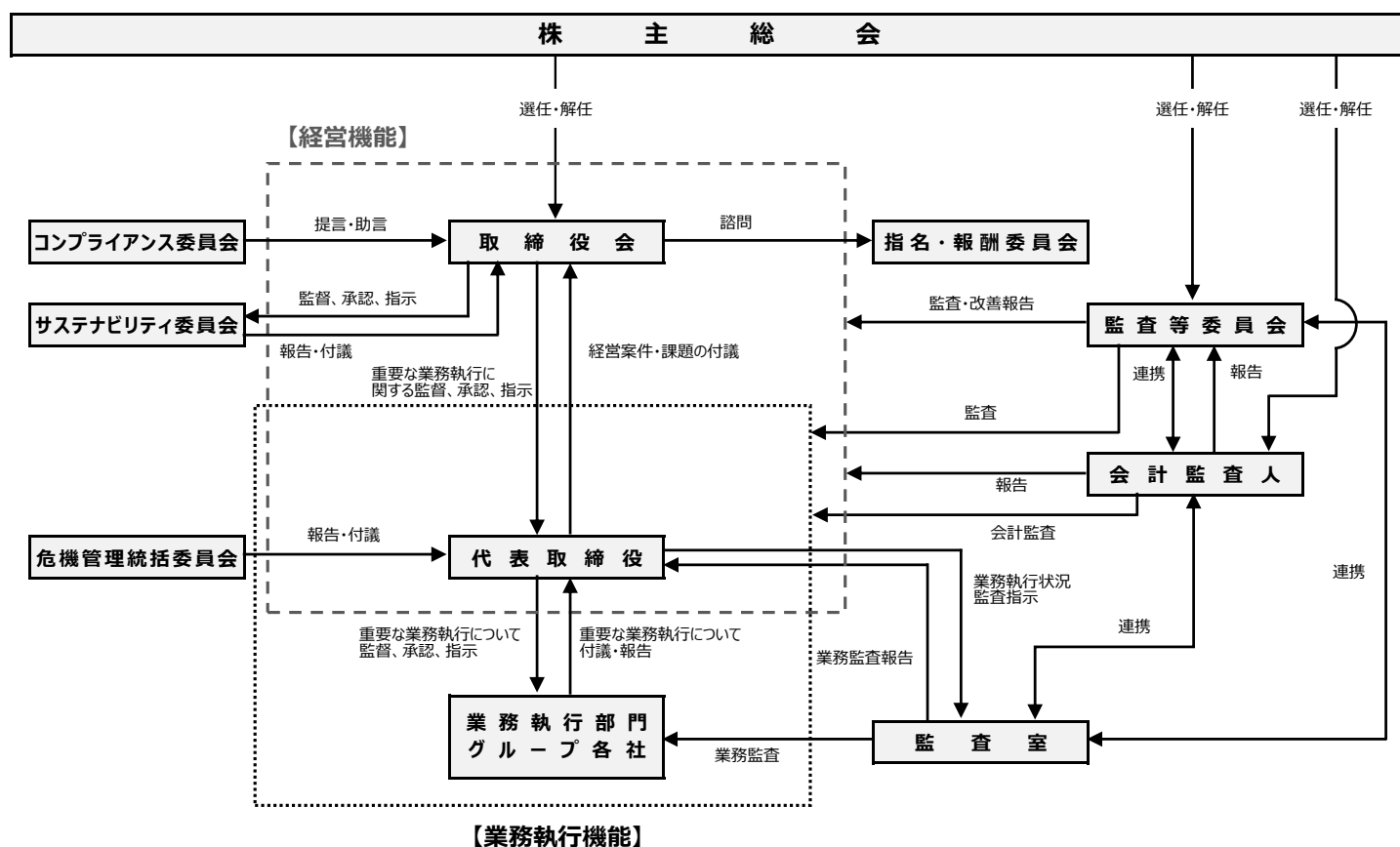


図2 取締役スキルマトリックス

氏名	現在の当社における地位	企業経営 (CEO経験)	財務／会計	エンジニアリング／テクノロジー／DX	マーケティング／グローバルビジネス	法務／リスクマネジメント	主な資格/研究等
岩切 隆吉	代表取締役 CEO	○		○	○		
横張 亮輔	取締役 CFO		○				公認会計士
大塚 あかり	社外取締役					○	弁護士
太田 晶久	社外取締役 監査等委員		○				公認会計士 税理士
伊庭野 基明	社外取締役 監査等委員	○			○		
高田 剛	社外取締役 監査等委員					○	弁護士 指名報酬に関する 研究・発表

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。